

山口大学教育学部教育振興会会則

第1条 本会は、山口大学教育学部教育振興会と称し、教育学部の学部生並びに大学院教育学研究科の大学院生の保護者をもって組織する。

第2条 本会は、事務所を山口大学教育学部内に置く。

第3条 本会は、教育学部の学部生並びに大学院生の教育・研究の成果を挙げ、教育学部の発展を助ける等教育振興に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 学校と家庭及び社会との連携
- 二 学生の教育・研究上必要な援助
- 三 就職活動の援助
- 四 会員相互の親睦
- 五 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第5条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 3名
- 三 顧問 1名
- 四 監事 2名
- 五 評議員 12名程度（会長、副会長、監事の6名を含む。）
- 六 理事 7名
- 七 幹事 若干名

2 役員の任期は、次期定時総会までとし、再任を妨げないものとする。

第6条 会長、副会長及び監事は、評議員の中から互選により選出する。

2 顧問に学部長を、理事に副学部長、教育研究評議員、学務厚生部（部長及び副部長）、就職支援部（部長及び副部長）及び事務長を、幹事に副事務長及び本会に関連する係長を役職指定により、会長が委嘱する。

第7条 役員の任務は、次のとおりである。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を掌理し、総会及び評議員会の議長となる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 三 顧問は、総会及び評議員会に参与する。
- 四 監事は、本会の事業及び会計の監督及び監査に当たる。
- 五 評議員は、評議員会において本会の重要事項を決定する。
- 六 理事は、本会の事業を議決処理する。
- 七 幹事は、会務に必要な事務を行う。

第8条 会議は、これを分けて総会及び評議員会とする。

- 一 総会は、毎年1回学年始めに開く。
- 二 臨時に総会の必要が生じたときは、臨時総会を開くことができる。
- 三 評議員会は、会長が必要に応じて招集する。

第9条 総会に諮る事項は、次のとおりとする。ただし、総会を開かない場合は、評議員会をもってこれに代えることができる。

- 一 会務の報告
- 二 決算・予算の報告並びに議決
- 三 役員の選出

四 会則の変更

五 その他必要な事項

第10条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 会計は理事の事務長に、会長が委嘱する。

第11条 会議は、評議員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決については、出席者の2分の1以上の同意を得なければならない。

第12条 本会の経費は、次の収入によって支弁する。

一 入会金 4,000 円（入学時納入）

ただし、次に該当する場合は、入会金を免除する。

(1) 入学者の兄弟、姉妹が教育学部又は大学院教育学研究科に在籍の場合

(2) 大学院教育学研究科の入学者が、本学教育学部出身の場合

(3) 同一保護者の学生が2名以上同時に入学する場合は、1名を超える学生分

二 会 費（学部生） 16,000 円（入学時納入）

（大学院生） 8,000 円（入学時納入）

ただし、大学院生が現職教員の場合は、4,000 円とする。

三 雑収入

第13条 本会の決算書及び予算書（案）は会長が作成したうえ、評議員会に諮り、承認を得なければならない。

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な細則は、評議員会に諮り、これを定める。

山口大学教育学部教育振興会細則

第1条 この細則は、山口大学教育学部教育振興会会則（以下「会則」という。）第14条の規定に基づき、本会の運営に関する必要な事項を定める。

第2条 会則第5条第1項第5号に規定する評議員の選出は、次の各号による。

(1) 学部生の保護者から次の区分により選出する。

ア 教科教育コースから5名

イ 小学校教育コースから4名

ウ 幼児教育コースから1名

エ 特別支援教育コースから1名

オ 情報教育コースから1名

(2) 大学院生の保護者から若干名を選出する。ただし、学生の在籍期間が2年間と短く、また、学生に現職教員が在籍すること等の特殊事情を考慮し、その時の状況に応じて1名の選出、又は全く選出しないことができるものとする。

第3条 会則第5条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する役員の任期中に、当該役員の学生が学籍を離れたとき、又は当該役員から、その職務を全うできない事由により辞退の申し出があったときは、前条の規定により、後任役員を選出するものとする。

2 会則第5条第1項第3号、第6号及び第7号に規定する役員が、その役職を離れたときは、新たにその役職に就いた後任者がこれに当たるものとする。この場合、会則第6条第2項の規定により委嘱されたものとみなす。

第4条 後任役員の任期は、前任役員の残任期間とする。

第5条 特に必要があると認める場合は、会員又は会員の学生並びに教育学部の教職員に
慶弔の意を表することができるものとする。